

令和5年度

医療の基礎的、先駆的研究に対する助成事業
募集要項

令和4年9月27日

(公財) 車両競技公益資金記念財団

医療の基礎的、先駆的研究に対する助成事業 募集要項

令和5年度医療の基礎的、先駆的研究に対する助成事業を下記により募集します。

1. 目的

本助成事業は、我が国において、死因の上位を占めるがん及び心臓病の基礎的・先駆的研究の促進を図り、学術の向上と国民の健康増進に寄与することを目的とします。

2. 実施方針

本助成事業は、次の各号に掲げる実施方針に基づき実施します。

- (1) 申請者が助成を申請する医療の基礎的、先駆的研究（以下「申請事業」という。）の計画及び実施方法が、当該申請事業の目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものであること。
- (2) 本財団の助成がなくしては、当該申請事業の効果を十分に発揮できないと認められること。
- (3) 当該申請事業が営利を目的としないこと。
- (4) 当該申請事業の予想する成果が、特定の者の利益にのみ寄与するものでないこと。
- (5) 宗教活動、政治活動を目的とする団体及び反社会的勢力でないこと。
- (6) 同一の研究テーマで3年間継続申請することができるものとする。なお、継続終了後の同一の研究者及び代表研究者の連続する申請については、審議部会で特に慎重に審議するものとする。

3. 事業の内容

本助成事業は、がん又は心臓病の基礎的、先駆的研究を行っている研究者及び研究グループの代表者に研究費を助成します。

4. 対象者

次に掲げる一に該当する研究者又は共同研究グループとします。

- (1) 公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人又は一般社団法人の研究機関に所属する研究者又は前記の機関に所属する研究者を代表とする共同研究グループ
- (2) 私立学校法に基づき設立された大学の研究機関に所属する研究者又は前記の機関に所属する研究者を代表とする共同研究グループ

5. 助成限度額

- (1) 新規申請者 1,000万円以内
- (2) 継続申請者 原則として前年度助成金額以内

6. 助成金の支払

助成金の支払は前払とし、原則として代表研究者名義の銀行等金融機関へ振り込みます。

7. 助成対象経費及びその基準
別紙「経費の基準」のとおりです。

8. 募集期間
令和4年9月27日（火）から10月31日（月）

9. 助成金の交付申請方法

【申請書の入手先】

財団ホームページのお問い合わせから助成金申請のページの医療研究で「申請書希望」、「がん」「心臓病」のいずれかを明記して送信してください。

【申請書の提出先】

送付先住所

〒113-0033

東京都文京区本郷3-22-5

住友不動産本郷ビル8階

公益財団法人車両競技公益資金記念財団

公益事業課 宛

※併せて、本財団が指定したクラウドストレージに電子媒体(MS-Word)を提出してください。

【提出期限】

令和4年10月31日（必着）

10. 調査

外部学識者による医療審議部会において申請書及び付属書類等に基づき書面調査を行います。

11. 審査及び助成金交付決定

外部の有識者による審査委員会において医療審議部会から推薦があった申請研究を審査し、その具申を受け理事会において助成先及び助成金額を決定します。

12. 審査結果の通知

審査結果は、令和5年3月上旬に申請者に対して郵送で通知します。

13. 監査及び書類の保管

交付決定した助成金の額の確定において監査を実施します。

また、必要に応じて助成事業確定後の監査を実施します。

本事業の事務書類は、必ず助成金の額の確定通知の日から5年間保管してください。

1 4. 評 価

- (1) 事業を終了した研究者又は代表研究者は、研究期間終了後3ヶ月以内に、経過、結果の概要について、別に定める様式による報告書をもって本財団に報告します。
- (2) 研究を終了した事業は、審議部会において、前号の研究報告書に基づき、研究の成果について評価します。

1 5. 成果の公表

- (1) 研究を終了した事業については、前項による評価を受けた後、その研究テーマを本財団のホームページ上に掲載し、内容を開示します。
なお、研究報告書を公表することにより、特許権等の無体財産権を取得することに支障があるときは、本財団と研究者で公表の内容及び方法について協議することとします。
- (2) 助成を受けた研究を論文等で他に発表する際は、当財団の助成を受けた旨、注記することとします。

1 6. 無体財産権の取得等

- (1) 本助成事業により特許権、実用新案権、意匠権等の工業所有権又は著作権（以下「無体財産権」という。）を取得したときは、本財団に報告してください。
- (2) 前1 3. の管理期間内において無体財産権を譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ本財団の承認を受けてください。

1 7. 個人情報取扱

助成申請に際して収集した個人情報は、本財団の個人情報保護規程に基づき、本財団の定款に定める公益の増進を目的とした諸事業の実施に係る審査、連絡及び情報公開（事業年度、事業実施団体名又は事業実施者名・事業内容・助成金の金額・事業成果の概要・事業に関する補足情報）のみに利用します。

1 8. 問い合わせ

公益財団法人車両競技公益資金記念財団
公益事業部公益事業課
ホームページのお問合せからご連絡ください。